

第四次 滋賀県環境総合計画



滋賀県

計画の位置づけ

計画改定の根拠

滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「環境総合計画」の策定が義務づけられています。

このたび、社会・経済などの様々な情勢の変化に対応し、今後の環境保全の取組の一層の推進を図るため、「第四次滋賀県環境総合計画」として改定を行いました。

これまでの環境総合計画

策定年	計画名	計画の目標
平成9年 (1997年)	滋賀県環境総合計画	環境自治が築く 共生・循環のふるさと“滋賀”
平成16年 (2004年)	新滋賀県環境総合計画	あなたとつくる“環境滋賀モデル” ～琵琶湖から世界へ～
平成21年 (2009年)	第三次滋賀県環境総合計画	持続可能な滋賀社会の実現

計画の性格と役割・期間

県の環境行政の基本となる計画です。

環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点などの重要事項を定めています。

県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与する計画です。

平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間です。



森林環境学習「やまのこ」



琵琶湖の固有種「ニゴロブナ」

目指すべき将来像



「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～

環境はすべての「いのち」の基盤であり「いのち」をつなぐ場です。

今を生きる私たちは、良好な環境を育み、その環境を未来へつなぐことができる唯一の存在です。さまざまな「いのち」への共感を通じ、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが私たちの責務であると考えます。



幼児の自然体験型環境学習



渋川生き物絵図(草津市)

3つの基本目標

I

環境の未来を拓く
「人」・「地域」の創造



II

琵琶湖環境の
再生と継承



III

低炭素化など環境への
負荷が少ない
安全で快適な社会の実現



今日、環境問題は、複雑化・多様化の様相を見せてきています。例えば琵琶湖では、汚濁負荷の削減が進んでいる一方で、在来魚の不漁が続くなど、ひとつの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっています。「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現していくためには、広い視野から、総合的に取組を進めていく必要があります。計画では、将来像の実現に向けて、左の3つの基本目標を設けています。

施策の展開



基本目標 I

環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます

環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、
実践・行動できる人材育成と地域づくり

- 環境学習センターなど、環境学習の拠点機能を生かした取組を進めることにより、環境学習を担う人材の育成と活用を進めます。
- 「びわ湖の日」などの事業により、県民や大阪・京都などの住民が、琵琶湖の自然やめぐみについて深く知り、積極的に関わるよう取り組みます。
- 環境教育を各教科等と関連づけて教育課程に位置づけ、児童生徒が自然や身近な環境に直接関わることを通して、持続可能な社会づくりに必要な能力・態度を育成するとともに環境教育に関わる教員の資質向上に努めます。
- 「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」などの体験型環境学習を引き続き推進します。



学習船「うみのこ」

I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め「湖国の文化」へ



マザーレイクフォーラム

- 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を、県民、事業者、行政の協働のもと進めます。
- 多様な主体が、「マザーレイクフォーラム」において琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進します。
- 県民、事業者、行政などあらゆる主体が社会・経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込みます。

滋賀県の環境関連技術の研究成果が活用され、
環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

- 「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」での取組や、中小企業が行う低炭素化技術の開発への支援などを通じて経済界と連携し、低炭素社会の実現に向け取組を進めます。
- 水環境ビジネスを推進するとともに、国内外の水環境の課題解決に貢献します。
- 再生可能エネルギー・省エネルギー型社会を進めるため、産学官金民が連携し技術や製品の開発および販路拡大などの市場化を支援します。
- 環境をテーマとした滋賀県への観光を促進します。



びわ湖環境ビジネスメッセ